

# 使用料・手数料の見直し案 に対するご意見を募集しています

意見募集期間

平成31年4月24日（水） ～ **6月14日（金）** 締切

## この冊子の内容

○ 資料1 使用料・手数料の見直し案(概要)

- 1 これまでの取組 ……P1
- 2 今後の取組 ……P2
- 3 見直しの対象 ……P2
- 4 使用料 ……P3
- 5 手数料 ……P9

資料1は  
この裏のページから  
始まります。

○ 資料2 使用料一覧

○ 資料3 手数料一覧

# 資料1 使用料・手数料の見直し案(概要)

## 1 これまでの取組

平成17年2月

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針の策定

行政サービスを利用し利益を受ける方に、その利益に見合った応分の負担をしていただくことで、利益を受けない方との負担の公平性を確保するという「受益と負担の適正化」の考え方にに基づきながら、使用料・手数料の適正な料金設定を行うため、『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針』を策定。

○取組指針の3本柱

- 柱①「コスト算定の明確化」「コスト負担割合の明確化」
- 柱②「減免取扱いの適正化」
- 柱③「定期的な見直し」

平成18年4月 使用料・手数料の改定料金適用

- <使用料> 専用使用料 52施設で改定等  
(増44, 減5, 無料化・有料化・廃止各1)
- 個人使用料 25施設で改定等  
(増7, 有料化16, 他2)
- 機械使用料 2施設で改定等
- <手数料> 156項目で改定等  
(増102, 減12, 廃止37, 新設5)

(平成22年4月・平成26年4月の改定見送り)

平成29年10月

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)の策定

取組指針の策定から12年が経過したことから内容を見直し、平成29年10月に、『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)』を策定。

「改訂版」の主なポイント

柱①「コスト算定の明確化」「コスト負担割合の明確化」

対象コスト:

直近年度の決算額 → 直近4か年度の決算額(平均)

無料施設の有料化:

他都市の状況や費用対効果、政策的な判断を踏まえ検討

柱②「減免取扱いの適正化」

高齢者の減免規定を設けている施設

高齢者(70歳以上) 免除 → 減額(5割)

若者の団体が公益的・公共的な活動のために利用

減免なし → 減額(5割) (構成員の半数以上が30歳未満)

柱③「定期的な見直し」

4年を目途に必要な見直し(定期の料金改定を見送った場合や、特別な事情が生じた場合は、次の4年を待たずに見直しを行う。)

その他

改定料金は、改定前の料金の1.5倍を上限とする。

## 2 今後の取組

### パブリックコメント (4月24日～6月14日)

あわせて  
実施

全体説明会（市内5か所）  
個別説明会（各施設で実施）  
附属機関等への説明

～6月下旬 修正案のとりまとめ

～7月下旬 附属機関での調査審議など

～8月中旬 最終案のとりまとめ

9月 議会への関連議案の提案

2020年4月  
使用料・手数料の新料金等 適用

時期の例外（シーズンにあわせて適用）  
カムイスキーリンクス 2019年12月  
旭山動物園 2020年4月の新シーズン

## 3 見直しの対象

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）の対象である使用料・手数料のほか、一部、対象外の使用料・手数料もこれに準じて料金算定を行い、あわせて見直します。

### 取組指針の対象の使用料・手数料

対象～「公の施設の使用料及び手数料」

※公の施設～住民の福祉を増進する目的で、  
住民の利用に供するために設置する施設

○使用料	専用使用料	95施設	1,240項目
	個人使用料	53施設	272項目
	機械使用料	2施設	84項目
○手数料			970項目

### 取組指針の対象外の使用料・手数料

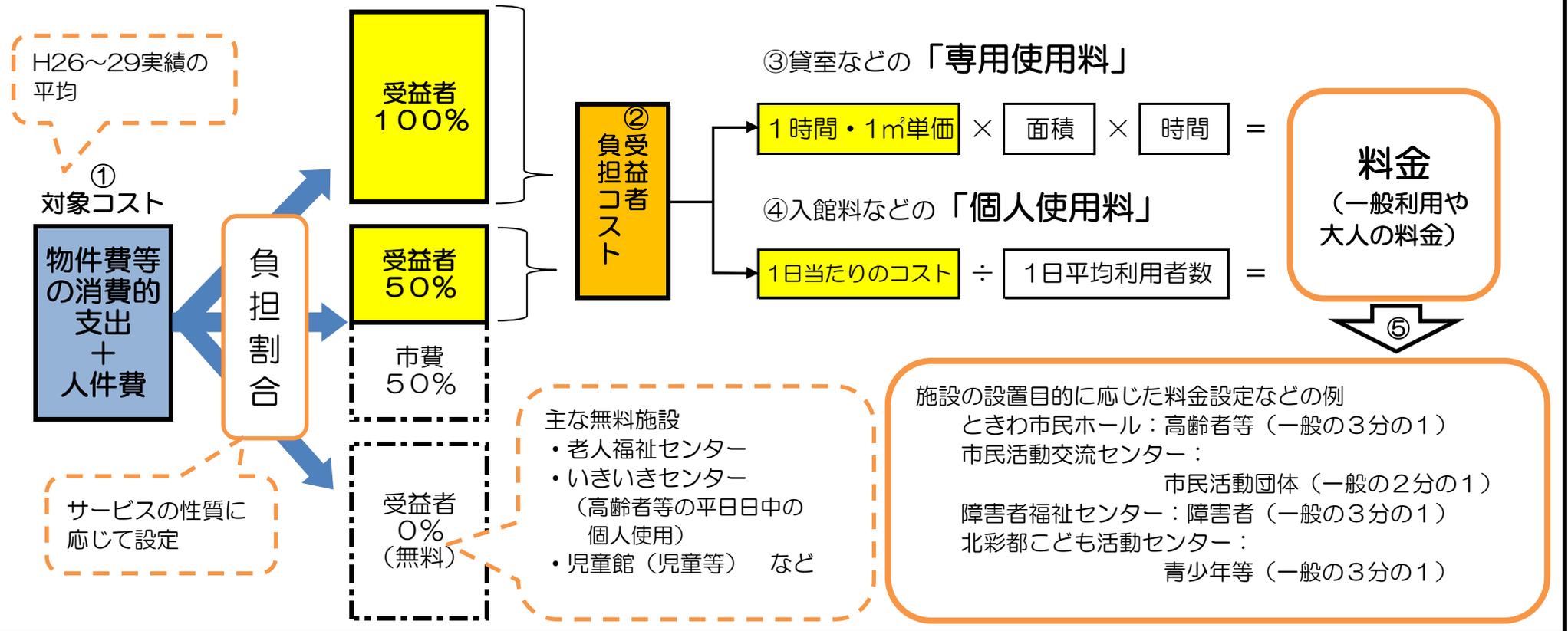
対象外～・法令等によるもので市独自の料金設定が困難なもの  
・収支計画に基づき算定されるもの など

○使用料	専用使用料	2施設	11項目 (総合防災センター・北消防署)
	個人使用料	2施設	36項目 (旭山動物園・カムイスキーリンクス)
○手数料			11項目 (市立旭川病院文書料)

## 4 使用料 (1) 算定

### 手順

- ① 過去4年（H26～29）の実績から施設の運営にかかった対象コストを算出します。
  - ② ①のコストのうち、サービスに応じて設定した受益者負担割合分が受益者負担コストとなります。
  - ③ 貸室などの専用使用料は、②から「1時間・1㎡単価」を算出し、面積と時間を掛けて算定します。
  - ④ 入館料などの個人使用料は、②から「1日あたりのコスト」を算出し、1日平均利用者数で割って算定します。
  - ⑤ ③や④は一般利用の料金や大人料金です。施設によっては、施設の設置目的や利用者に応じた料金を設定します。
- なお、「機械使用料」は、手数料と同様に1件当たりの処理にかかった事務経費と人件費の合計から算定します。
- ※算定が1.5倍を超えても、改定料金は、改定前の料金の1.5倍を上限とします。



## 4 使用料 (2) 見直し内容 その1

### A 見直しによる増減 (全体)

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳							
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止	
				うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等			削除	区分等 見直し
専用 使用料	97	1,251	392	534	(72)	427	(45)	21	47	57	165
個人 使用料	55	308	192	255	(20)	15	(0)	26	0	3	9
機械 使用料	2	84	20	66	(0)	5	(0)	0	0	13	0
合計	120	1,643	604	855	(92)	447	(45)	47	47	73	174

※2種類の使用料がある施設があるため、施設数の合計は一致しません。

「増額」「減額」  
～現行料金から増額又は減額となっているもの。  
区分等見直しによる新設等も含む。

「その他」  
～区分等の見直しにより利用者によって増減が異なるもの。

「廃止(削除)」  
～項目がなくなるもの。

「廃止(区分等見直し)」  
～区分等の見直しにより廃止するもの。

### B 種類ごとの増減

#### ア 地域集会施設 ～ 詳しい改定料金は 資料2 1～9ページをご覧ください

- 【施設】 ①農村地域センター(5施設), 公民館(14施設)  
②住民センター(4施設), 地区センター(8施設), 地区体育センター  
③地域活動センター

#### 【増減】

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳								主な施設
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止		
				うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等			削除	区分等 見直し	
専用	33	97	21	30	(30)	31	(31)	0	2	13	21	(増)農村地域センター, 公民館 (減)住民センター, 地区センター, 地区体育センター
個人	1	4	4	4	(0)	0	(0)	0	0	0	0	(増)地区体育センター

※「その他」2項目は、利用者区分の見直しによるもので、増減は利用者によって異なる。

- 【主な見直し内容】 ・受益者負担割合を見直し、地域集会施設として統一料金等の導入  
現在：①受益者50%, ②受益者100%, ③受益者50%及び100%  
→見直し後：すべて受益者50%

# 資料1-5

## 4 使用料 (2) 見直し内容 その2

### イ その他の集会施設 ~ 詳しい改定料金は 資料2 11~20ページをご覧ください

【施設】 ときわ市民ホール, 勤労者福祉会館, 建設労働者福祉センター, 市民活動交流センター, 地区会館 (2施設)

【増減】

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳							主な施設	
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止		
				うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等			削除		区分等 見直し
専用	6	128	35	42	(0)	79	(0)	7	0	0	0	(増) 市民活動交流センター (減) ときわ市民ホール, 勤労者福祉会館

### ウ 文化施設・観覧施設 ~ 詳しい改定料金は 資料2 21~33ページをご覧ください

【施設】 市民文化会館, 公会堂, 大雪クリスタルホール, 博物館, 科学館, 中原悌二郎記念彫刻美術館, 井上靖記念館, 旭山動物園

【増減】

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳							主な施設	
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止		
				うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等			削除		区分等 見直し
専用	5	176	7	46	(4)	112	(0)	0	2	0	16	(増) 市民文化会館 (大ホール), 公会堂 (ホール) (減) 市民文化会館 (会議室), 大雪クリスタルホール (国際会議場)
個人	5	57	12	56	(0)	0	(0)	1	0	0	0	(増) 博物館, 科学館, 中原悌二郎記念彫刻美術館, 井上靖記念館, 旭山動物園

※「その他」2項目は、曜日区分の見直しによるもので、増減は曜日によって異なる。

【主な見直し内容】 ・市民文化会館 (小ホール), 大雪クリスタルホール (コンサート室等) : 平日と土日休日を同一料金に変更

【適用時期の例外】 旭山動物園 : 2020年4月の新シーズンから

## 4 使用料 (2) 見直し内容 その3

### エ スポーツ・レクリエーション施設 ~ 詳しい改定料金は 資料2 35~78ページをご覧ください

【施設】 体育館（7施設），陸上競技場，野球場（5施設），球技場（4施設），テニスコート（3施設），プール（4施設），パークゴルフ場（13施設）  
スキー場，スケート場（3施設），和弓場，洋弓場，馬場，相撲場，ガーデンセンター，庭園，キャンプ場（5施設），21世紀の森施設

【増減】

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳								主な施設
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止		
				うち 新設等		うち 新設等				削除	区分等 見直し	
専用	35	620	233	275	(18)	130	(14)	12	43	40	120	(増) 体育館，硬式野球場
個人	35	178	130	160	(20)	4	(0)	2	0	3	9	(増) 体育館，パークゴルフ場，21世紀の森施設

※「その他」は，区分等の見直しにより，39項目は利用時間帯，4項目は定額制から変動制にしたことで，状況によって増減が異なる。

【主な見直し内容】 ・無料施設の有料化

追加：パークゴルフ場（5施設），多目的広場（2施設），テニスコート（1施設）

新規：キャンプ場（5施設），入浴施設（1施設）

【適用時期の例外】 スキー場（カムイスキーリンクス）：2019年ウィンターシーズン（2019年12月）から

### オ 産業施設 ~ 詳しい改定料金は 資料2 79~87ページをご覧ください

【施設】 工業技術センター，工芸センター，若者の郷，市営牧場，農業センター

【増減】

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳								主な施設
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止		
				うち 新設等		うち 新設等				削除	区分等 見直し	
専用	3	24	5	9	(0)	15	(0)	0	0	0	0	(増) 若者の郷（若者センター），農業センター (減) 工業技術センター，若者の郷（農村体験実習館）
個人	2	21	19	20	(0)	0	(0)	1	0	0	0	(増) 市営牧場
機械	2	84	20	66	(0)	5	(0)	0	0	13	0	(増) 工業技術センター，工芸センター

# 資料1-7

## 4 使用料 (2) 見直し内容 その4

### カ 福祉施設 ~ 詳しい改定料金は 資料2 89~99ページをご覧ください

【施設】 生活館（2施設），いきいきセンター（3施設），近文市民ふれあいセンター，障害者福祉センター

【増減】

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳								主な施設
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止		
				うち 新設等		うち 新設等				削除	区分等 見直し	
専用	7	154	77	104	(4)	48	(0)	2	0	0	0	(増) おおむね午前・午後の料金 (減) おおむね夜間の料金
個人	5	45	26	14	(0)	11	(0)	20	0	0	0	(増) いきいきセンター (減) 近文市民ふれあいセンター，障害者福祉センター

【主な見直し内容】 ・貸室の新設 市民生活館（実技研修室（教養娯楽室），4項目）

### キ 子育て支援施設 ~ 詳しい改定料金は 資料2 101~105ページをご覧ください

【施設】 北彩都子ども活動センター，児童館（6施設），子ども総合相談センター

【増減】

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳								主な施設
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止		
				うち 新設等		うち 新設等				削除	区分等 見直し	
専用	8	52	14	28	(16)	12	(0)	0	0	4	8	(増) 北彩都子ども活動センター，児童館 (減) 子ども総合相談センター（夜間）
個人	7	3	1	1	(0)	0	(0)	2	0	0	0	(増) 北彩都子ども活動センター（運動室・一般）

【主な見直し内容】 ・時間区分の変更 児童館（①昼間→午前・午後に分割 ②夜間の利用開始時間 17時→18時）

## 4 使用料 (3) 無料施設の有料化

現在、無料で利用できる施設のうち、有料化するの次施設です。

### パークゴルフ場

忠別広場  
永山橋左岸広場  
永山橋下流右岸広場  
両神橋下流右岸広場  
21世紀の森施設

### キャンプ場

春光台公園  
カムイの杜公園  
21世紀の森施設（3施設）

### 多目的広場

忠和公園  
カムイの杜公園

### テニスコート

カムイの杜公園

### 入浴施設

21世紀の森施設（森の湯）

## 4 使用料 (4) 減免の見直し

減免の見直しについては、次のとおりです。

70歳以上の観覧料：免除 → 5割負担

対象施設

博物館、科学館、中原悌二郎記念彫刻美術館、井上靖記念館

若者の団体（半数以上が30歳未満）が公益的・公共的な活動で利用：減免なし → 減額（5割）

次の施設で導入します。

対象施設

ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設労働者福祉センター、勤労者体育センター、市民活動交流センター、市民文化会館（会議室）、大雪クリスタルホール（国際会議場の一部）、科学館（学習研修室）、ガーデンセンター

なお、次の施設では、条例で一般利用よりも低い料金設定があり、若者の団体も条件が合致すればその料金で利用可能です。

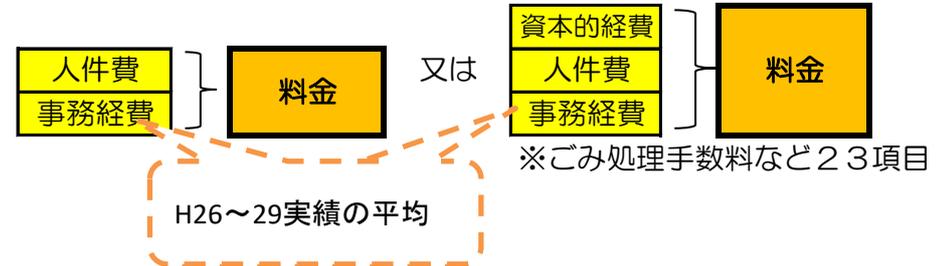
施設	対象	条例の料金設定
障害者福祉センター	障害者に対するボランティア活動を行っている者	一般料金の3分の1
北彩都子ども活動センター	青少年の健全育成又は子育て支援を目的として組織された団体	一般料金の3分の1
児童館	児童の健全育成を目的として組織された団体	無料
子ども総合相談センター	子どもの健全育成又は子育て支援のために使用する団体	一般料金の2分の1

## 5 手数料 (1) 算定

### 手順

- ・手数料は、過去4年（H26～29）の実績から1件当たりの処理にかかった事務経費と人件費の合計から算定します。  
（ごみ処理手数料など23項目では、資本的経費を加えています。）
- ・受益者負担割合は、すべて100%です。

※算定が1.5倍を超えても、  
改定料金は、改定前の料金の1.5倍を上限とします。



## 5 手数料 (2) 見直し内容 その1

### A 見直しによる増減（全体）

項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳				
		増額		減額	変更なし	廃止
		うち新規				
981	69	322	(7)	517	133	9

### B 種類ごとの増減

**ア 福祉関係手数料** ～ 詳しい改定料金は「資料3」1～3ページをご覧ください

【種類】介護保険法関係（28項目），母体保護法関係（5項目），高齢者バス料金助成関係（1項目）

【増減】

項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳					主な手数料の増減
		増額		減額	変更なし	廃止	
		うち新規					
34	0	9	(0)	0	25	0	(増) 介護保険法関係，母体保護法関係

## 5 手数料 (2) 見直し内容 その2

### イ 保健衛生関係手数料 ～ 詳しい改定料金は「資料3」4～18ページをご覧ください

【種類】医療・薬事等関係（38項目），防疫関係（12項目），動物関係（12項目），食品関係（82項目），  
 営業等許可関係（17項目），検査関係（63項目），土壌汚染対策法関係（6項目），使用済自動車の再資源化関係（2項目），  
 廃棄物処理関係（33項目），浄化槽保守点検業者登録等関係（3項目），市立旭川病院文書料（11項目）

【増減】

項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳				主な手数料の増減	
		増額		減額	変更なし		廃止
		うち新規					
279	39	205	(6)	36	38	0	(増) 医療・薬事等関係，食品関係，検査関係， 廃棄物処理関係（し尿処理，ごみ埋立処分，ごみ焼却処分） (減) 営業等許可関係

### ウ 商工業関係手数料 ～ 詳しい改定料金は「資料3」19～20ページをご覧ください

【種類】工業技術センター関係（21項目），工芸センター関係（21項目）

【増減】

項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳				主な手数料の増減	
		増額		減額	変更なし		廃止
		うち新規					
42	19	31	(0)	4	0	7	(増) 工業技術センター関係，工芸センター関係

### エ 農業関係手数料 ～ 詳しい改定料金は「資料3」21～22ページをご覧ください

【種類】農業センター関係（4項目），市営牧場関係（1項目），農業委員会関係（5項目）

【増減】

項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳				主な手数料の増減	
		増額		減額	変更なし		廃止
		うち新規					
10	6	8	(1)	0	0	2	(増) 農業センター関係，農業委員会関係

# 資料1-11

## 5 手数料 (2) 見直し内容 その3

### オ 建築・都市計画関係手数料 ~ 詳しい改定料金は「資料3」23~44ページをご覧ください

【種類】サービス付き高齢者向け住宅事業関係（11項目），開発行為関係（38項目），宅地造成関係（13項目），  
 建築確認関係（84項目），長期優良住宅関係（92項目），低炭素建築物関係（109項目），  
 建築物エネルギー消費性能適合性判定関係（173項目），優良住宅関係（14項目），屋外広告物関係（13項目）

【増減】

項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳					主な手数料の増減
		増額		減額	変更なし	廃止	
		うち新規					
547	0	60	(0)	477	10	0	(増) 屋外広告物関係 (減) 建築確認関係

### カ 消防関係手数料 ~ 詳しい改定料金は「資料3」45ページをご覧ください

【種類】消防関係（15項目）

【増減】

項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳					主な手数料の増減
		増額		減額	変更なし	廃止	
		うち新規					
15	0	0	(0)	0	15	0	

### キ その他の手数料 ~ 詳しい改定料金は「資料3」46~49ページをご覧ください

【種類】証明・閲覧等関係（31項目），計量法関係（20項目），撤去自転車等返還関係（3項目）

【増減】

項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳					主な手数料の増減
		増額		減額	変更なし	廃止	
		うち新規					
54	5	9	(0)	0	45	0	(増) 閲覧等関係，撤去自転車等返還関係